

〈論文〉

反生殖主義とは何か

その定義と内容に関する論点整理

榊原 清玄

はじめに

本稿の目的は二つある。(1) 反出生主義の中における三つのカテゴリーを分類しそれぞれの立場が何を問題にしているかを明確にすることで、反出生主義の議論で生じている混乱をある程度解消すること。(2) その中でも特に反生殖主義に着目し、それが問いかける問題がなぜ倫理的な重要性を持つのかを明らかにすること¹。以上の作業が完了すれば、反出生主義を巡る議論の見通しがある程度よくなることだろう。反出生主義は、誕生肯定 / 否定を問題にするもの(誕生主義)、生殖肯定 / 否定を問題にするもの(生殖主義)、人類絶滅肯定 / 否定をするもの(絶滅主義)にそれぞれわけることができる。結論から言えば、反出生主義における議論で見られる混乱は、特にこの誕生主義と生殖主義の混同によって引き起こされる場合が多く、これを解消することが今後議論において重要である。

目次

- 1 反出生主義に含まれる三つの問い
- 2 Birthism と Procreation における明確な差異

1 本稿では反生殖主義がどのような倫理的問題を投げかけているかを確認するのみであって、反生殖主義にコミットするわけではない。

- 3 ベネターは誕生否定をしていない
- 4 なぜ生殖行為の倫理的是非を問うのか
- 5 絶滅主義は生殖主義とどのように関わるのか
- 6 結論

1 反出生主義に含まれる三つの問い

1.1 「主義」という言葉の機能

そもそも「主義」というのは一体何を表す言葉なのか。たとえば「自由主義」という言葉は、現実の政治における文脈の立場と学術的な文脈の立場では大きく意味は異なるし、特に学術的な文脈においては例えばジョン・ロックやアダム・スミスのような古典的自由主義から現代におけるジョン・ロールズのリベラリズムまでの思想が、それぞれ重要な部分において差異をみせる立場であるにもかかわらず自由主義の名のもとに包括されることが可能なのである²。Keiによれば、英語の「ism」とそれに対応する「主義」という言葉は広い意味を許すものであり、はっきりとした定義が必要されるわけでは必ずしもない³。したがって、主義という言葉の用法は緩やかなものであると理解するべきである。例えば、単に快楽を追い求める人を快楽主義者と呼ぶ場合もあれば、物事の価値は快楽だけに尽きると考える者を指して快楽主義者に分類されることもある。つまり、主義という言葉はある側面において類似した思想群をまとめる機能を果たすのであり、その中に含まれる要素とされるもののうちの考えがその主義にとって典型的なものであるべきか、というのは一概には決められない。以降の議論においては反出生主義の定義を検討するが、結果として得られる定義はあくまでも暫定的なものであると理解すべきであり、立場間にある微妙な差異が今後生じたとしてもそれが直ちに反出生主義から外れるものであるとは限らない。

1.2 反出生主義内における三つのカテゴリー⁴

2 ここでは議論を煩雑とさせないように、「自由主義」と「リベラリズム」を同義に扱っているがこの二つは異なる立場であると指摘する論者も存在するし、この二つの立場が精確には何を意味するかは現在も議論が続いている。

3 Kei (2020), p.9.

4 もちろん、反出生主義の問題がこの三つに尽きると主張するわけではない。例えば、われわれはなるべく早く死ぬべきであると主張する pro-mortalism は取り上げない。Pro-

森岡は現時点で反出生主義の辞書的な定義は存在しないと指摘する⁵。この言葉が日本で登場したのは2011年からのことであり、必ずしも決定的な定義が示されてきたわけではない⁶。これを踏まえて、森岡は試論的に反出生主義を次のように定義する。

反出生主義とは、「すべての人間あるいは感覚ある存在は生まれるべきではない」という思想である⁷。

この定義には、「誕生否定」(birth negation)と「生殖否定」(procreation negation)の二つが含まれるという⁸。さらに後者の生殖否定による論理的帰結として、人類の絶命が肯定される⁹。以上の定義を踏まえて、次のように分類したい。

pro/anti-birthism(親/反誕生主義): 自分自身が生まれてきてよかったかどうかを問う立場。より具体的には、自分がこの世に生を受けたことに対して「心の底から良い」と言えるかどうかを問題にするもの¹⁰。この問いは次のように問われる。「私は生まれてきてよかったのだろうか?」。この立場は、別の二つの立場と比して実存的な色彩が強い。

pro/anti-procreationism(親/反生殖主義)¹¹: 生殖行為によって子どもを作ってもよいかどうかを問う立場。この問いは次のように表される。「私は子どもを作ってもよいだろうか?」。森岡は、この問いは将来的な観点から問題にされると言うが¹²、既に生殖行為を済ませた者が回顧的に問うことも可能である。

pro/anti-extinctionism(親/反絶滅主義): 人類もしくは感性的主体は絶滅するべきかどうかを問題にする立場。しかも、この立場はさらに、それを意図せず結果として

mortalism を擁護するものとしては Hwang(2018) をみよ。反出生主義という言葉は初めて見聞きした者は、反出生主義をこの pro-mortalism のことであると誤解する例が後を絶たない。このような事態の原因は、「出生」という言葉の意味が多義的に過ぎることにある。

5 森岡(2021), p.39. ここでの定義は、現時点ではこういう使われ方をすることが多いという程度で理解するべきだろう。

6 Ibid.

7 Ibid., p.40; Morioka(2021a), p.2.

8 Ibid., p.2.

9 Morioka(2021b), p.44. しかし、私は生殖否定の論理的帰結として人類の絶滅が導かれるとは必ずしも考えない。

10 Ibid., p.43.

11 「反生殖主義」という名称は中川(2020)によるものである。

12 Morioka, op. cit., p.2.

絶滅しても良いとする“contingent extinctionism”(偶発的絶滅主義)と¹³、必ず絶滅しなければならないとする“deontological extinctionism”(義務論的絶滅主義)に細分化される¹⁴。絶滅主義における議論の重要な争点としては人類の存続に内在的な価値が存するかどうか、を挙げる事ができる¹⁵。

例えば村田が「既に生まれている人間が生きる意味を獲得するか否かとは関係なく「子どもを産んではならない」という規範は存在し続ける」と指摘することから示唆されるように¹⁶、論理的にこの三つの立場はそれぞれ独立している。つまり、この三つの立場の中で、pro-birthismの立場を取ったとしても、同時にanti-procreationism、およびpro-extinctionismの立場を取ることは可能である¹⁷。つまり、一方で自分の人生を肯定したとしても、なお生殖は倫理的に問題があること、かつ人類は絶滅すべき(しても構わない)であると主張することはできる。したがって、注意しなければならないのは、例えばある者が反出生主義を支持する場合、その論者が三つの立場でどのような立場を取るのかを確認する必要があることである。なぜなら、同じ反出生主義者であってもこの三つの立場のどれを支持するかによって、主張する内容は大きく変わるからである。次に、birthismとprocreationismの立場は明確に違うものであることを説明する。

2 Birthism と Procreation における明確な差異

反出生主義を巡る議論が大きな混乱を見せているのはひとえにbirthismとprocreationismの二つが混同されて論じられていることにある。反出生主義の議論を有意義なものにするためには、この二つを分離させることは必須である。なぜならば、そうしないせいで、同じ言葉を使いつつも実は全く違う事柄を巡って対立していることに気づかないままにされることが多いからである。この原因が単に言葉の意味を明確にしていないことにあるならば、一刻も早く解消されなければならない。

では、birthismとprocreationismはどのように異なるのか。端的に言えば、それ

13 小林(1999).

14 Benatar(2006).

15 パーフィットにとっては、「人類の歴史が終焉を迎えるのを避けること」がもっとも重要なこと(What matters most)だった(Parfit 2011, p.620)。

16 村田(2021), p.143.

17 中川も、森岡の「誕生肯定」と反生殖主義の主張は両立する可能性が高いと指摘する(中川 2020, p.70)。ベネターは反生殖主義と親絶滅主義の混合型と理解するべきである。

は「生まれてきたことは間違っていた」に対する問題意識の違いに現れる。この言明の内における「間違っていた」に対して、birthism は人生における「無価値・無意味」(worthless) という意味を読む込む¹⁸。一方、procreationism はその生命を生み出した過程(生殖行為)に対して「咎がある・非難されるべき」(blameworthy) という意味を読み取る¹⁹。つまり、birthism は自身の人生における有価値性・有意味性(があるかどうか)を問題としているのに対して、procreationism は生命を生み出す行為には倫理的咎があるかどうかを焦点に当てるのである。この区別を認識する重要性を強調しきれものではない。

いくつかの事例を見ていくことによって、二つの立場の違いを理解することができる。まず以下の例を見よ。

1: ある女性がレイプされ、その結果子どもを産む。このような行為をされたがその女性は子どもを育てる決心をし、過去の忌まわしい記憶と決別することに成功した。最終的には女性と子どもは良好な親子関係を築いており、両者とも幸福に暮らしている²⁰。

2: ある男はナチスに捕らえられ、牢獄に入れられた。そこで男は長い期間劣悪な環境での生活を強いられ苦しんだ。最終的にその男は解放され普通の生活を取り戻す。男にとって牢獄の生活はとても忌まわしいものだったが、そこでの経験によって人生に対する理解が深まり、大きな価値を引き出すことができた²¹。

18 ここで言う「無価値・無意味さ」というものが、どのような仕方であらうのか、またそれは主観的か客観的か、という話はここでは置いておく。

19 咎がある行為をしたときにその行為主体にはどのような責任が発生するか、という点に対しても独立して論じなければならない点である。例えば子どもは親を非難するべきであるかどうかという論点はそれ自体議論が必要だが、どのような非難の仕方なら認められるか、という点も無視することはできない。さらに、どのような過程で生殖に至ったかという点も考慮して責任を個々のケースで判断するべきである。

20 Harman (2004) p.99. 本稿の趣旨に沿うよう文章を変えた。ところで、なぜこのような突拍子もなく、しかも不快感を覚えるような不謹慎な状況を想定するのだろうか。なぜならば、本稿で論じていることはわれわれの価値観の根本部分に関わることだからであり、だからこそその事柄に対してどのような態度で臨むべきかを考察する必要がある。したがってあえてこれらの例を吟味することは有益である。架空の状況を設定し、それを吟味することを通じてわれわれが持つ価値観を洗練させるという思考実験の手法を擁護するものとしては井上(2017)を見よ。

21 Ibid. これも内容を変えた。なお、これらの例はもともと非同一性問題を解決する際にあつ

最初の例を見よう。われわれがこの子どもが生まれてきたのは間違っていると判断するとき、それはどのような意味においてだろうか。明らかに「咎がある」の方だろう²²。しかし、レイプをした者に咎があるからといって直ちにその子どもの人生は無価値だと結論するのはあまりに性急に過ぎるだろう。その子どもは望まない形で生まれてきたとはいえ、結果として幸福に生きることができているのである。二つ目の例では、男はナチスによって監禁された。この投獄は明らかに咎がある行為だが、しかしそれによって意図しない形で男の人生は実り豊かなものになったのである。したがってその男の人生が無意味・無価値なものであると結論することは直ちにはできない。

ここで指摘しておくべきなのは、birthism にとっては、誕生した経緯がどんなものであるかはそれ自体としては重要ではない、ということである。つまり、procreationism は現在に至るまでの過程において倫理的に問題のある行為があったかどうかを気にかける一方、birthism の関心にあるものはあくまでも今この人生が有意味かどうかなのである。それを確認するために、以下の例を見よ。

われわれが住む世界とそっくりな世界 A がある。A の世界がわれわれの世界と異なる唯一の点は、われわれの世界では生殖行為によって生命が生じるのに対して、A の世界においては何もないところからいきなり生命が現れるのである。過去にそのようにして生まれてきた男は今、絶望して地に伏せている。「ああ、私が生まれてきたのは間違っていたのだ！」

この事例の男が言っている「間違っている」とはどちらの意味においてか。A の世界において生殖行為は存在せず、誰の意図的行為も存在しない形で生命が発生するの

て、「ある行為に咎があるとするためには、その行為によって損害を受けた犠牲者はその行為がなされなかった世界を良いと考えなければならないが、もしその行為がなされなければその犠牲者が存在しない場合、実際にはその行為がない世界を選好することはできないからその行為に咎があると言うことはできない」とする議論に反論するために導入されたものである。ところで、自身が存在しない世界を想像できないから自身を存在させた行為に咎があると言うことはできないという議論は、森岡 (2020) がベネターへの反論として pp.283-289 において展開する議論と似ていると思われる。

- 22 非常に厄介なことだが、レイプをした者には二種類の咎があることに注意する必要がある。つまり、強引に性行為を行ったことに対する咎と、子どもを産ませた咎である。ここで問題にしているのは後者の方である。

だから、「咎がある」という意味ではないだろう²³。この場合は、birthism のみが関係すると思われる。この男が自身の生まれてきた事実に対して不条理を感じているのであれ、もしくは自分の人生が無意味であることを嘆いているのであれ、少なくともそれは生殖行為に対する非難ではありえないだろう。Aの世界では生殖がそもそも存在しないのだから。しかし、それにもかかわらず生命は存在するからなお birthism の問いは健在なのである。

このようにして、birthism と procreationism が全く異なる事柄に関するものであることが示された。birthism とはある個人の実存に関するものであって、ある個人が生まれるに至った行為の倫理性を問うものではない²⁴。しかし、procreationism は違う。この立場は生殖行為の倫理性を直接に扱う立場なのである。

3 ベネターは誕生否定をしていない

ここまで、反出生主義の中にさらに三つのカテゴリーが存在することを述べ、特に前者二つの違いを詳しく示した。ベネターは明らかに反生殖主義 (anti-procreationism) と親絶滅主義 (pro-extinctionism) に与していると言えるが、誕生否定をしていない。なぜならば、彼の本来の主張は以下だったからである。

この本における中心的考えは、存在することは常に深刻な害悪であるということである²⁵。

ベネターがここで主張しているのは、存在することによって仮に利益を得たとしてもそれが害悪を上回ることはなく、したがって生殖は間違い(咎がある)であるということである²⁶。しかし、この主張から直ちに反誕生主義が導かれるわけではない。

なぜならば、そもそも誕生肯定 (birth affirmation) をするためには、森岡によれば、自身が存在するこの世界と私が存在しない別の可能世界との比較可能性を放棄する必

23 とはいえ、この男が何に対して間違っていると言っているのかは様々な解釈の余地がある。

24 しかし、birthism にとっては自分がどのような過程で生まれてきたのか、は重要な点である。つまり、誕生というものが生殖によって発生する限り、その生殖に咎があるかどうかはその誕生に対する評価を大きく変えうる。たとえば水島 (2021) におけるミュウツォの例をみよ。

25 Benatar (2006), p.1.

26 Ibid., pp.18-59.

要があるからである²⁷。そのうえで、この世界で「私」が生まれてきたことを肯定するのである。ここにおいて、利益と害悪の比較は必要ではない。

しかし、ベネターは、あくまで存在には深刻な害悪があり、それは利益よりも道徳的重みづけが強いことを主張しているのである。ここでは、利益と害悪の比較可能性が前提となっている。しかしだからといって自身の人生を肯定できないとは主張しない。そもそもベネターの議論の論理的妥当性においては利益と害悪を受ける感性的主体が「私」かどうかは関係がない。Benatar(2006)の第二章では利益と害悪に対する道徳的評価における非対称性を述べており、第三章では認知バイアスがかかっているからそうみえないだけで、我々が考える以上に人生には害悪が多いということを言っているのである。

Birthismにとっては、誕生を肯定/否定するこの「私」が存在することが重要なのである。したがって、仮に自我が消滅してしまった状況に対しては沈黙せざるを得なくなる。例えば以下の例を見よ。

あるカップルが子どもを産んだ。その子どもは健康体なのだが、医者によれば珍しい奇病を患っているという。その病気にかかった子どもは、覚醒はしており痛みを忌避するのだが自我を持たない。医者は、この病気の解析をするために子どもを研究所に置かせて欲しいとカップルにとって有利な条件を提示して頼み込んだ。カップルはあまり気が進まなかったが、最後には同意した。こうして、子どもは研究所で過ごすことになった。

以上のようなケースでは、その子どもは思考をすることができないから自分の誕生を肯定、否定のいずれもなしえない。しかし原始的な苦しみとして痛みを感じることはできるのだから、ベネターはその子どもを生み出した生殖の倫理性をなお論じることができる。ベネターが誕生否定を行っていないことは、例えば Benatar(2006)の索引に“Birth”という単語がないことからわかる。

ベネターの議論は「誕生害悪論」や「誕生害悪説」と呼ばれる²⁸。しかし、これは「誕生」という言葉を含み、それによる誤解を引き起こしやすいから問題だろう。ベネターは生殖行為に咎があると主張するために存在は常に害悪であると主張したのである。したがって、私は「存在害悪論」という名称を提案する²⁹。

27 Morioka (2021b), pp.49-51.

28 吉本(2014); 吉沢(2019); 森岡(2020).

29 ベネターの議論を通じて生殖行為の倫理性を問うとき、存在は害悪であるから誕生は望ま

4 なぜ生殖行為の倫理的是非を問うのか

われわれはここで、反出生主義の中でも特に反生殖主義の立場に焦点を当てたい。反生殖主義は、生殖的自由の制限ないしは禁止を求める立場であると言えよう。「自由」という言葉を「ある行為の実行を妨げられない状態」と定義したときに、それに対して何らかの妨げが発生した場合には「自由」は消滅する。このとき、われわれは生殖の自由を持つべきか、持つとしたらどの程度か、そしてどのような条件の下でか、ということが問題にされているのである。しかし、ここで注意しなければならないのは、フィンバークが指摘するように、ある行為に倫理的咎があることが判明したからといって、それが即座に制度レベルで制限をかけるべきである十分条件にはならないことである³⁰。むしろ、単に一つの判断材料を与えるに過ぎないだろう。制度レベルの話においては費用便益分析、民主主義的手続きや女性の権利³¹もしくは他の原理との整合性などを考慮する必要がある。単一の倫理的命題は他の要素とのバランスを取るべきであるという点に関しては、もし反生殖主義的な政策を実行した場合個人のプライバシーを侵害することになるからそのコストは莫大になるとベネターすら考えるほどである³²。あくまでも生殖行為の倫理的正当性を吟味するのであって、その帰結が

しくないという点で外在的である。つまり、生殖行為はそれ自体で咎があるわけではなく、生殖行為に咎があるかどうかはそれによって引き起こされる存在に害悪が付随するかどうかによって決まるのである。これは逆に言えば、生殖によって存在させたとしても何らかの方法で害悪が発生しないようにすればその生殖行為には咎がない、ということでもあるのだ。害悪という性質 F が感性的主体に付随する可能世界群と付随しない可能世界群を比較すれば、明らかに後者の可能世界群の方が良い。繰り返すが問題になっているのは、咎を発生させる性質 F が存在に必然的に付随するかどうかなのである。以上の点に鑑みるならば、われわれの身体的構造を変えることで性質 F を除去し生殖を許容可能にする道が存在する。生まれるまえの子どもに対して遺伝子工学を用いて苦痛を感じさせないようにする技術の擁護論としては Pearce (2007); (2015) をみよ。また、そのようなりべラルな優生主義に対する詳しい検討を加えたものとしては桜井 (2007) を参照せよ。

30 Feinberg (1984), p.10.

31 特に、反生殖主義が女性に対する攻撃を促進しうる点にも注意が必要だろう。しかし、私見では、出産における女性の負担が男性に比して極めて大きいこと、さらに子どもの養育も伝統的には女性が担ってきたことが、あたかも咎があるのは女性であると考えられがちな原因であると思われる。しかし、そもそも男性の生殖細胞がなければ生殖は完了しないのであり、母親と父親のどちらにどの程度咎があるのかは個々のケースを見なければ判断できない。むしろ母親も被害者であるケースも多いだろう。カップル同士間の生殖における負担の非対称性はもっと注意されてよい。

32 Benatar, op. cit., p.106.

実際の行為にどこまでレバントになるのか、もしくはなるべきか、という点に関してはさらに独立して議論する必要がある。

ところで、生殖の性質として、まず(1)誕生の非自発性を挙げることができる(非志向性と言ってもよい)。われわれは自分の意志でこの世に生を受けることはできない。そのうえで(2)他者による意図的行為の必要性がある。誕生が非自発的であったとしても、直ちに(2)と関連するわけではない。なぜなら、(1)だけの場合他者が意図的に生殖をせずとも誕生が開始される場合も論理的には排除されないからだ(現実世界では非常に考えにくいだが、例えば、ある場所に生殖細胞が偶然に複数存在し、偶然に結合して生殖が発生する場合がある)³³。(3)そのプロセスによって発生するのは感性的主体である。そして、(4)その感性的主体は利益と害悪を受けるようになる。以上の性質に鑑みたときにわれわれは生殖の自由を持つか、これらが問われているのである。

しかし、実際の制度や行為に対して必ずしも影響を及ぼさないのであれば、そもそもなぜ生殖的自由の倫理的正当性を問う必要があるのか。ミルが『自由論』において述べた問題意識は「社会が個人に対して当然行使してよい権力の性質と限界」は何かということであった³⁴。それは自由の範囲を決定する作業なのであって、さらに具体的に言えば、すべての可能的行為に対して、それが(1)(義務として行うことが)要請されるのか、(2)単に許容されるのか、(3)禁止されるのか、のいずれに該当するかを問うのである³⁵。生殖の自由があると言う場合、その行為は(2)に該当する。(1)に該当する場合、生殖をする義務が発生する(それをしないことを選択することができない)。(3)に該当する場合、逆に生殖をする自由が消滅する³⁶。

さらにミルは、普段人間が自分で行う行為に関して持っている原理というのは、実際は「自分や自分の同感する人々が、彼らにそう望むようにすべての人々は行動しなければならないという感情」に過ぎないと論じた³⁷。しかし、本当に感情のみで行動しているのだろうか。次にミルはこう指摘する。「だれも自分の判断の基準が、自分自身の好みなどと認めたりしないことは事実である。しかし、行為に関する意見は、理由に裏付けられていなければ、一人の人間の好みとしての価値があるだけにすぎない。また、たとえ理由があげられても、それが単に他の人々によって感じられる似た

33 先述したAの世界では(2)がない。

34 ミル(1859), p.215.

35 Feinberg, op. cit., p.7.

36 Ibid.

37 ミル, 前掲書, p.220.

ような好みに訴えるだけのものならば、それはやはり一人のかわりに大勢の人の好みであるというだけである」³⁸。つまり、なぜある行為をする自由が認められるべきであるかに関して合理的な理由を提出できなかった場合、それは単に個人的な好みや感情に基づいて行っているにすぎないのである。そして、生殖によって他者が生み出され、その他者が大きな苦しみを経験しうるようになることに鑑みれば、それを引き起こす理由がただの個人的な好みでよいはずがない。われわれは、生殖行為をしてもよいとする合理的な理由を提示する必要がある。こうして、生殖の自由に対する問いは以下のように述べられることになるのだ。

生殖行為とは、(1) 誕生が非自発的であることを前提に、(2) ある個人が意図的に、(3) 感性的主体を生み出す行為であるとした場合、(4) その感性的主体は利益と害悪を経験するようになる。以上を前提としたときに、(A) われわれはそのような行為を行ってもよいとする十分な理由を持つか。(B) 十分な理由がある場合、その行為はどこまで認められるべきか。(C) その行為が認められる場合、それはどのような条件において可能か³⁹。

生殖行為を行う理由として想定されるものが、(i) 産まれる子供が待つ利益の観点、(ii) 産む親が持つ利益の観点、(iii) 社会が持つ利益の観点の三つである。つまり、生殖行為によって(i) 産まれる子どもにとって利益があるから生殖行為は望ましい、(ii) 産む親にとって利益があるから生殖行為は望ましい⁴⁰、(iii) 社会にとっ

38 Ibid.

39 生殖の倫理的問いはもちろんこれらだけに尽きるものではない。なお、この定式化はハーマンから着想を得たものである (Harman 2004, p.100.)。ある行為の正当性には理由が必要である、としたのはその行為によって引き起こされる害悪がそのまま正当性を打ち消すわけではないからである。つまり、利益と害悪の物理的程度とそれによる道徳的程度は同じではなく、したがって害悪を引き起こすことないし与えることがそのまま不正行為 (wrongdoing) になるわけではない。例えばブラッドレイは、倫理的正当性の理論化には害悪に訴えない方法がベストであるとさえ主張する (Bradley 2012, pp.410-411.)。

40 この視点の重要性を指摘したのが Smyth(2020) である。なお、ここでは詳しく取り上げることはできないが、親の利益が生殖を正当化しないことを示す研究はすでにある程度存在する。例えば、機会費用的な観点から、これから新しく生む子どもよりもすでに存在する者に資源を投入することを優先すべきことを主張する議論としては Rachels (2014) を、住居などのケアを必要とする子どもの存在が、親になるにあたっては生殖よりも養子縁組を優先すべき強い道徳的理由を作り出すと指摘するものとして Friedrich(2013) と Rulli(2014) を見よ。また、親になること及び生殖に関する規範理論を広範にサーベイした

て利益があるから生殖行為は望ましい、という議論が生殖行為を正当化するものとされるのである。このように見た場合、ベネターが主張していたこととは、(i)の観点に依拠しつつ、産まれた子どもが持つ利益と害悪においては害悪に対する道徳的重みづけが前者よりも優先するから生殖行為は道徳的に望ましくない、ということだったのだ⁴¹。シンやシフリンが議論していたこととは、(i)や(iii)の観点に依拠しつつ、同意が取れない形で生殖を行うことは正当化しえないことを論証するものだった⁴²。ラフォレットは、(i)の観点から、親が子どもに対して潜在的に危害をもたらしかることを述べて、親の免許制を主張して生殖の自由を制限しようとしたのである⁴³。

さらに、特に(iii)の観点から、生殖の自由を制限することを暗に求めたのはマルサスの『人口論』であった⁴⁴。マルサスによれば、1.「食料は人間の生存に必要であること」、2.「両性間の情念は必然であり、ほぼ現在の状態のままでありつづけるとおもわれること」を前提にしたとき⁴⁵、人口が制限されないのであればその数は等比級数的に増大するのに対して、食料は等差級数的にしか増大しない。このような人口の自然的増加に対する抑圧として、将来の子どもに対する心配をする理性的判断によって生殖を控える予防的制限と、貧困層が子どもに適切な食料と世話を与えることができない深刻な困窮によって人口が削減される積極的抑制の二つが働くと論じている⁴⁶。以上からわかる通り、反出生主義が登場する以前から、独立して生殖の自由を制限することを求める議論は存在していた。しかも、ベネターは Benatar(2020)において、ピーター・シンガーによる効果的利他主義の議論を援用しながら、裕福な者は生殖をやめて、生まれるはずだった(が生まれなかった)子どもの代わりに貧しい人々に対して資源を使用すべきであること、また貧困によって生じる害悪が子どもに降りかかることを防ぐために、困窮している者は生殖をやめるべきであると主張するのである⁴⁷。これらの主張はまさにマルサスを彷彿とさせるものであり、予防的制限を

ものとしては Brake and Millum(2021)がある。

41 5節で説明するように、(iii)の観点である絶滅主義における議論ではベネターは生殖行為が許容されうることを認めている。したがって、ベネターによる(i)の観点からの議論ですら生殖行為の倫理性を判断することに関してある程度レバントな要素を提供するに過ぎない。

42 Shiffrin (1999); Singh (2012a); (2012b); (2018).

43 Lafollette (1980); (2010).

44 マルサス (1789).

45 Ibid., p.417.

46 Ibid., pp.436-439.

47 Benatar(2020).

富裕層に要求し、積極的抑制を避けるために生殖の制限を求める点はまさにマルサスとの思想的連続性を見てとることができる。

さて、ベネターの議論を生殖の自由を認めないものであると理解した場合 (anti-procreationism)、先行研究で示されてきたような⁴⁸、例えばショーペンハウアー、シオラン、仏教の系譜 (anti-birthism) にベネターの思想を連ねる見方は一面的であると言わざるを得ない。反誕生主義はベネターとは直接関係がない立場なのであり⁴⁹、むしろ、ベネターが論じている問題はこれまで示してきたように反生殖主義を巡るものなのである。以上のようにして、これまでの思想的整理においては反生殖主義の系譜が捨象されていることを指摘しておきたい。

5 絶滅主義は生殖主義とどのように関わるのか

シフリンは、生殖行為一般には一定程度の道徳的な問題を含むものであると考えていたが⁵⁰、「すべての事情を考慮すれば」生殖行為が許容される場合もあると主張していた⁵¹。この発言をしたとき、シフリンは生殖行為による害悪がしっかりと認識されかつ補償されればそれは許容されるとしていたが⁵²、本稿ではむしろ絶滅主義が生殖主義に及ぼす影響を指摘しておきたい。つまり、これら二つの立場はそれぞれ独立した立場であったとしても、一方における結論が反射的影響を他方の立場に与えることが予想できる。例えば、ベネターすら段階的絶滅に資する限りにおいては生殖が許容されることを認めているのである⁵³。生殖行為の倫理性を判断する際にすべての事情を考慮するのであれば、絶滅主義の議論をも深める必要がある。

ベネターは段階的絶滅をあくまでも全世界の人間がそれに向けて行動する前提で考察したが⁵⁴、現実にはそれはありえないだろう。したがって、絶滅を意図するのであれしないのであれ局地的に人口が減少するケースを検討することになるのだが⁵⁵、人口の減少が著しくなった結果もし諸外国による侵攻を食い止めることができなくなっ

48 森岡 (2021); 村田 (2021); Morioka(2021a).

49 むしろ Benatar(2017) において birthism の問題が論じられており、そこではわれわれは限定的な形でのみ人生の意味を得ることができると述べられている。

50 Shiffrin (1999), pp.136-137.

51 Ibid., p.139.

52 Ibid., p.129.

53 Benatar(2006), p.184.

54 Ibid., pp.184-195.

55 例えば現在の日本である。

た場合、何が起こるかは書くことはしないがむしろより大きな害悪を引き起こす恐れがある。ここでは快樂主義のパラドックス⁵⁶と同じ問題が発生しているのであり、害悪を低減することを目的としてそれに向けて直接的に行動するとかえって逆効果を引き起こすのである。したがって、確かに生殖行為によってその子どもが大きな苦しみを経験しうるようになってしまったとしても、それを回避するために絶滅をするべきである、とは直ちに言えないことは強調すべき点である。絶滅に関わるコスト如何によっては、例えば反生殖主義の議論一般が一貫した効力を持たないということも考えうる。先行する研究において絶滅主義の議論が生殖主義に対してどのような影響を及ぼすのかは管見の限り多くないと思われる。したがって、ベネターの議論ですら反出生主義の妥当性を判断するに当たっての一材料を提供しているのみであり、生殖行為一般の倫理的妥当性に関して未だすべての事情が考慮されたとは言えない状況であるから、絶滅主義は今後重要な論点になるだろう。

6 結論

本稿において述べたかったことは反出生主義における様々な立場の差異を示すことであり、それによって今後の議論のためのルールを整備することであった。それがどれだけ成功したかはわからないが、特に上記で示した三つの立場を意識する必要があることが伝われば十分である。さらには、反出生主義の議論はまだ始まったばかりであることも理解されればこれ以上に望むものはない⁵⁷。

〈参考文献〉

- 井上彰(2017)「政治哲学における思考実験とその擁護」『ニクス』、第4巻、220-235頁。
 Kei Singleton(2020)『Review of Suffering vol.1 アンチナタリズム』TheRealArg Books。
 小林和之(1999)「未来は値するか — 滅亡への戦略」井上達夫・嶋津格・松浦好治編『法の臨界 [III] 法実践への提言』東京大学出版会。
 榊原清玄(2021)「ベネター型反出生主義へのブーニンによる反論の検討」『人文×社会』、第一号、229-249頁。

56 快樂を得ることを直接の目的として行動するとかえってその目的が達成できなくなるパラドックス。

57 したがって、反出生主義に関して特定の立場にコミットをするにはまだ判断材料が少なすぎるように思われる。

- 桜井徹 (2007) 『リベラル優生主義と正義』ナカニシヤ出版。
- 中川優一 (2020) 「産むことと生まれてきたこと 反出生主義における「出生」概念の考察」『現代生命哲学研究』、第 9 号、54-79 頁。
- 古野裕一・穂積浅葱 (2021) 「無生殖協会の目指すもの — 本当に“善い”反出生主義に向けて」『現代生命哲学研究』、第 10 号、68-77 頁。
- マルサス、T. R.(1789)(永井義雄訳)「人口論」『世界の名著 34 パーク マルサス』、水田洋編、中央公論社、1973 年。
- 水島淳 (2021) 「アニメ『ミュウツアの逆襲』と反出生主義「いるからいる」という誕生肯定との狭間で」『現代生命哲学研究』、第 10 号、78-95 頁。
- ミル、J.S.(1859)(早坂忠訳)「自由論」『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』、関嘉彦編、中央公論社、1979 年。
- 村田奈生 (2021) 「神なき時代の救済論 — 宗教・思想史における反出生主義の定位」『人文×社会』、第一号、139-191 頁。
- 森岡正博 (2020) 『生まれてこないほうが良かったのか? — 生命の哲学へ!』筑摩選書。
———(2021) 「反出生主義とは何か その定義とカテゴリー」『現代生命哲学研究』、第 10 号、39-67 頁。
- 吉本陵 (2014) 「人類の絶滅は道徳に適うか? — デイヴィッド・ベネターの「誕生害悪論」とハンス・ヨナーナの倫理思想」『現代生命哲学研究』、第 3 号、50-68 頁。
- 吉沢文武 (2019) 「ベネターの反出生主義をどう受けとめるか」『現代思想』、9 月号、129-137 頁。
- Benatar, David (2006) *Better Never to Have Been: The Harm of Coming into Existence*, Oxford: Clarendon Press.
- (2017) *The Human Predicament: A Candid Guide to Life's Biggest Questions*, Oxford University Press.
- (2020) “Famine, Affluence, and Procreation: Peter Singer and Anti-Natalism Lite”, *Ethical Theory and Moral Practice*, 23(3):415-431.
- Bradley, Ben(2012) “Doing Away with Harm”, *Philosophy and Phenomenological Research*, 2: 390-412.
- Brake, Elizabeth and Joseph Millum (2021) “Parenthood and Procreation”, Stanford Encyclopedia of Philosophy <https://plato>.

stanford.edu/entries/parenthood/#AntiNata
ta (最終閲覧日 2021 年 5 月 30 日)

Feinberg, Joel(1984) *Harm to Others*, New York: Oxford University Press.

Friedrich, Daniel(2013) “A Duty to Adopt?”, *Journal of Applied Philosophy*, 30(1):
25–39.

Harman, Elizabeth (2004) “Can we harm and benefit in creating?”, *Philos Perspect*,
18(1):89–113.

Hwang, Jiwoon(2018) “Why it is Always Better to Cease to Exist(pro-mortalism,pro-
mortalism)”, <http://jiwoonhwang.org/pro-mortalism/> (最終
閲覧日 2021 年 5 月 30 日)

Lafollette, Hugh(1980)“Licensing Parents”, *Philosophy & Public Affairs*, 9(2):182-197.

————— (2010)“Licensing Parents Revisited”, *Journal of Applied Philosophy*,
27(4):327-343.

Morioka, Masahiro(2021a). “What is Antinatalism?: Definition, History, and
Categories”, *The Review of Life Studies*, Vol.12:1-39.

—————(2021b). “What is Birth Affirmation?: The Meaning of Saying ‘Yes’ to
Having Been Born”, *Journal of Philosophy of life*, 11(1):43-
59.

Parfit, Derek(2011)*On What Matters vol.2*, Oxford University Press.

Pearce, David(2007)*The Abolitionist project*, [https://www.hedweb.com/abolition-
ist-project/index.html](https://www.hedweb.com/abolitionist-project/index.html) 最終閲覧日 2021 年 5 月 30 日)

—————(2015)*The Hedonistic Imperative*, <https://www.hedweb.com/> (最終閲覧日
2021 年 5 月 30 日)

Rachels, Stuart(2014) “The Immorality of Having Children”, *Ethical Theory and Moral
Practice*, 17(3): 567–582.

Rulli, Tina(2014) “The Unique Value of Adoption”, in Baylis and McLeod Family-
Making: *Contemporary Ethical Challenges*, Oxford University Press,
pp. 109–130.

Shiffrin, Seana(1999) “Wrongful Life, Procreative Responsibility, and the Significance
of Harm”, *Legal Theory*, 5:117-148.

Smyth, Nicholas(2020) “What is the Question to which Anti-Natalism Is the Answer?”
Ethical Theory and Moral Practice, 23(1):71-87.

Singh, Asheel(2012a) *Assessing Anti-Natalism: A Philosophical Examination of the*

Morality of Procreation, MA dissertation, University of Johannesburg.

- (2012b) “Furthering the case for anti-natalism: Seana Shiffrin and the limits of permissible harm”, *South African Journal of Philosophy* ,31(1):104–116.
- (2018) “The Hypothetical Consent Objection to Anti-Natalism”, *Ethical Theory and Moral Practice*, 21 (5):1135-1150.